

整備管理者選任前研修資料



国土交通省

関東運輸局 (令和5年10月)

目 次

I	自動車の使用に関する法制度について	2
II	整備管理者制度について	
1.	整備管理者制度の目的	3
2.	整備管理者の選任	3
3.	整備管理者の資格要件	4
4.	整備管理者の権限	5
5.	整備管理者の責任	6
III	整備管理者の業務について	
1.	整備管理者の業務	8
1-2.	整備管理者の補助者	10
2.	日常点検整備	11
3.	定期点検整備	20
4.	その他	
(1)	臨時整備等	25
(2)	自動車車庫の管理	25
(3)	運転者及び整備要員の指導監督	26
(4)	整備管理者選任後研修	28
5.	整備管理規程	29
6.	自動車の重大事故報告	39

I 自動車の使用に関する法制度について

自動車の使用にあたっては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）において、検査を受けるべきこと並びに点検及び整備を行うべきことが規定されています。

道路運送車両法（以下、「車両法」という。）

（自動車の検査及び自動車検査証）

第58条 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

（新規検査）

第59条 登録を受けていない第4条に規定する自動車又は次条第1項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という。）若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う新規検査を受けなければならない。

（継続検査）

第62条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

点検及び整備については後述します。

II 整備管理者制度について

1. 整備管理者制度の目的

自動車の安全性の確保と公害を防止するためには、自動車の使用者（ユーザー）が自主的な点検と必要に応じた整備を確実にかつ適切に行い、維持管理しなければなりません。

しかしながら、自動車運送事業者等のように、多数の自動車を保有していたり、バス等のように特殊な自動車については、自動車の使用者自らが自動車を点検・整備することが困難となる場合が多く、そうかといって、これらを自動車の運転者にまかせることは、自動車の点検・整備が確実に行われなくなることになりかねません。

整備管理者の制度は、このような問題に対処するため、自動車の使用者が、自動車の点検・整備・管理に関し、一定の要件を備える者を整備管理者として選任し、その者に対して、点検・整備に係る管理に関する権限を付与することにより、責任体制を確立し、もって自動車の安全性の確保と公害防止を図ることを目的としています。

2. 整備管理者の選任

整備管理者の選任は、次の表に掲げるとおり、自動車の使用者が自動車の種類、乗車定員、使用車両数等に応じて使用の本拠ごとに選任し、選任の日から15日以内に、管轄する運輸支局へ届け出なければなりません。また、これを変更したときも同様です。

事業の種類	自動車の種類	整備管理者の選任を要する使用の本拠
事業用	●バス 乗車定員11人以上	1両以上の使用の本拠ごと
	●トラック・ハイタク 乗車定員10人以下	5両以上の使用の本拠ごと
自家用	●バス 乗車定員11人以上	●乗車定員30人以上は1両以上の使用の本拠ごと ●乗車定員11人以上29人以下は2両以上の使用の本拠ごと
	●大型トラック等 (車両総重量8トン以上)	5両以上の使用の本拠ごと
レンタカー及び貨物軽自動車運送事業者	●バス 乗車定員11人以上	1両以上の使用の本拠ごと
	●大型トラック等 (車両総重量8トン以上)	5両以上の使用の本拠ごと
	●その他の自動車 乗車定員10人以下 車両総重量8トン未満	10両以上の使用の本拠ごと

車両法

(整備管理者)

第50条 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量8トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者(以下「大型自動車使用者等」という。)は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

道路運送車両法施行規則(以下「車両法施行規則」という。)

(整備管理者の選任)

第31条の3 法第50条第1項の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとし、同項の国土交通省令で定める台数は、当該各号に定める台数とする。

- (1) 乗車定員11人以上の自動車(次号に掲げる自動車を除く。) 1両
- (2) 乗車定員11人以上29人以下の自家用自動車(道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の規定に基づく貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可に係るものを除く。) 2両
- (3) 乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上の自家用自動車及び乗車定員10人以下の自動車運送事業の用に供する自動車 5両
- (4) 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車及び乗車定員10人以下で車両総重量8トン未満の自家用自動車であつて、第2号の許可に係るもの 10両

3. 整備管理者の資格要件

整備管理者は自動車の点検整備等、自動車の管理に関する業務を的確に処理する必要があることから、自動車の安全性等を確保するための整備技術、自動車の管理能力等の一定の資格要件を備えていなければなりません。

車両法施行規則

(整備管理者の資格)

第31条の4 法第50条第1項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第53条に規定する命令により解任され、解任の日から2年(前条第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年)を経過しない者でないこととする。

- (1) 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。
- (2) 自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。
- (3) 前2号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。

《資格要件の解釈》

1. 点検又は整備に関する実務経験

「点検又は整備に関する実務経験」とは、次のものをいいます。

- (1) 整備工場、特定給油所等における整備要員として点検・整備業務を行った経験(工員として実際に手を下して作業を行った経験の他に技術上の指導監督的な業務の経験も含む。)
- (2) 自動車運送事業者の整備実施担当者として点検・整備業務を行った経験

2. 整備の管理に関する実務経験

「整備の管理に関する実務経験」とは、次のものをいいます。

- (1) 整備管理者の経験
- (2) 整備管理者の補助者(代務者)として車両管理業務を行った経験
- (3) 整備責任者として車両管理業務を行った経験

3. 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車

「整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車」とは、『二輪自動車』と『二輪自動車以外の自動車』とに区分されます。

4. 地方運輸局長が行う研修

(1) 選任前研修の目的

整備管理者は、自動車の点検整備等自動車の管理に関する業務を的確に処理する必要のあることから、自動車の安全性等を確保するための整備技術、自動車の管理能力が求められており、整備管理者になろうとする者は、道路運送車両法等の法令の基礎的な知識を有していることが必須であることから選任前研修を実施し、これらの知識や能力を具備してもらうことを目的としています。

(2) 選任前研修の内容

選任前研修の内容は、次のとおりです。

- ① 整備管理制度の趣旨、目的
- ② 整備管理者の業務、権限
- ③ 点検・整備の方法
- ④ 整備管理者の関係法令

(3) 選任前研修修了証明書

選任前研修を受講し当該研修を修了した者には、選任前研修修了証明書を交付します。

また、本証明書は全国で使用できますので、大切に保管して下さい。

なお、整備管理者の選任届出時に選任前研修修了証明書の写しを添付することにより、地方運輸局長が行う研修を修了していることの証明となります。

4. 整備管理者の権限

選任された整備管理者の使命は、いうまでもなく、自動車の点検整備を確実に行うことにより輸送の安全を確保するとともに、自動車を適切に管理することにより経済的な運行を図り、事業の健全な発展に寄与することです。

このため、自動車の使用者は、整備管理者が職務を適確に遂行できる体制を整備し、その職務を遂行するうえで必要となる権限を与えなければなりません。

具体的には法令に次のように規定されています。

なお、整備管理者は自動車の使用者から与えられた権限に基づき、業務処理規程（整備管理規程）を定め、これに従い業務を実施することが必要です。

車両法施行規則

（整備管理者の権限等）

第32条 法第50条第2項の規定により整備管理者に与えなければならない権限は、次のとおりとする。

- （1）法第47条の2第1項及び第2項に規定する日常点検の実施方法を定めること。
 - （2）前号の点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
 - （3）法第48条第1項に規定する定期点検を実施すること。
 - （4）第1号及び前号の点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
 - （5）第1号、第3号又は前号の点検の結果必要な整備を実施すること。
 - （6）第3号の点検及び前号の整備の実施計画を定めること。
 - （7）法第49条第1項の点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
 - （8）自動車車庫を管理すること。
 - （9）前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。
- 2 整備管理者は、前項に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程を定め、これに基づき、その業務を行わなければならない。

5. 整備管理者の責任

整備管理者は、自動車の使用者から「自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理」に関する事項を処理するため必要な権限が与えられ、これらの職務の執行責任者として業務を実施するわけですから、仮に整備管理者が職務を怠り自動車の点検整備に係る事故が発生した場合は、整備管理者が直接的に責任を負うことになります。

なお、自動車の使用者は、整備管理者を選任した後においても常に整備管理者の職務及び自動車の点検整備が適切に実施されるよう注意と監督をすべき責任があります。

また、地方運輸局長は、整備管理者が道路運送車両法等に違反した場合には、自動車の使用者等に対して整備管理者の解任を命ずることができることになっています。

このようなことから、整備管理者は、職務の重要性と自己の責務を十分認識し、その職務を的確に遂行する必要があります。

車両法

（解任命令）

第53条 地方運輸局長は、整備管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、大型自動車使用者等に対し、整備管理者の解任を命ずることができる。

整備管理者の責務

整備管理者の責務

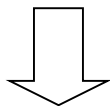
自動車の使用者に代わって自動車の安全確保、環境保全を図る

整備管理者の業務

●整備管理業務に精通 ●法的責任及び社会的責任を自覚

権限と責任

自動車の使用



整備管理者

●選任

自動車の「点検・整備及び自動車車庫の管理」に関する業務遂行を委任

●職務権限の付与
整備管理規程に明記

●管理責任 ●法的責任 ●社会的責任 ●指導教育

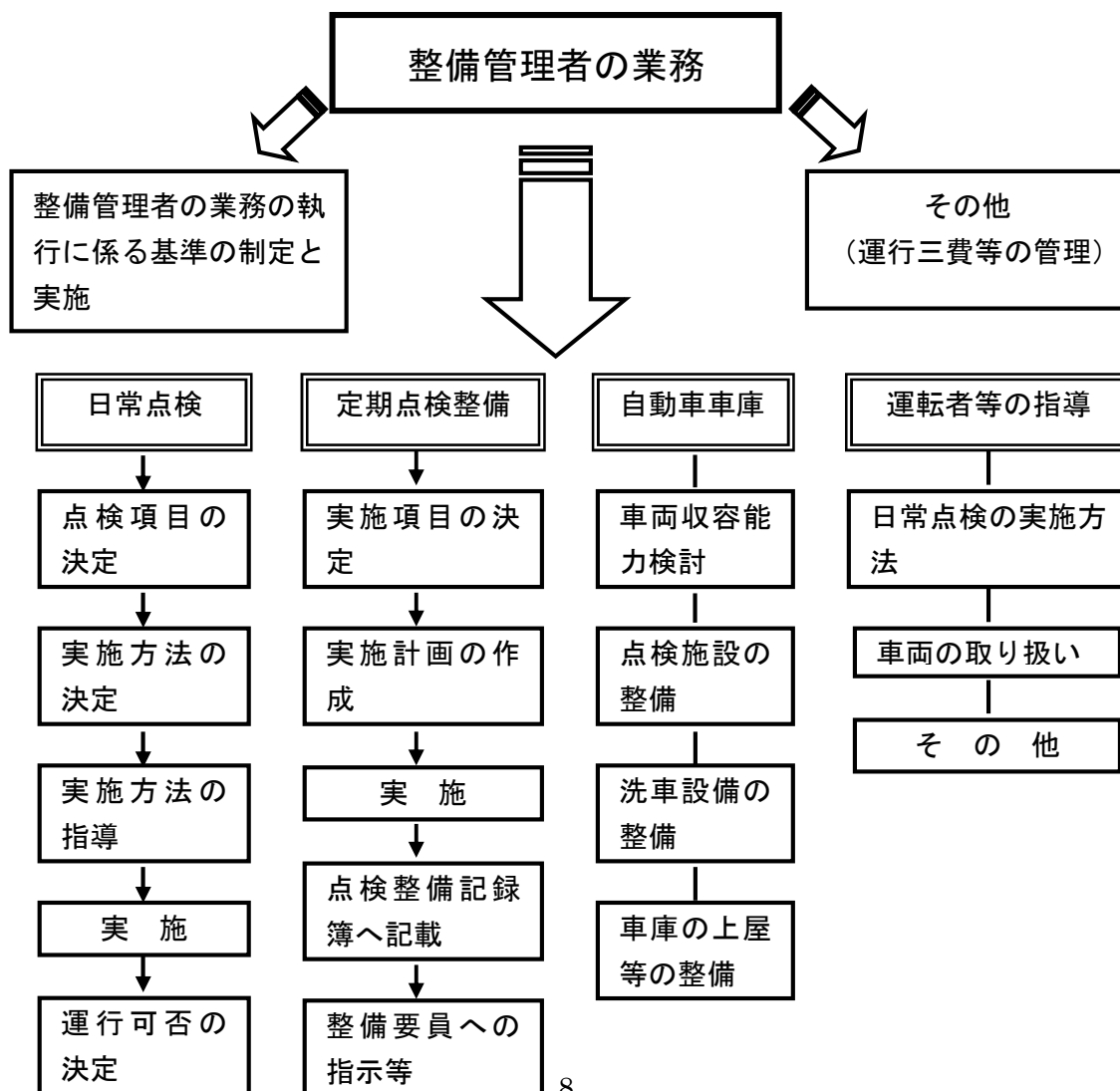
Ⅲ 整備管理者の業務について

1. 整備管理者の業務

整備管理者の業務は、車両法第50条第1項の規定において「自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項の処理」とされ、同条第2項の規定に基づく車両法施行規則第32条において、その権限が与えられています。

具体的には

- (1) 日常点検の実施方法を定めること。
- (2) 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること。
- (3) 定期点検を実施すること又は整備工場等を実施させること。
- (4) 日常点検及び定期点検以外の随時必要な点検や適切なタイヤ脱着作業を実施すること又は整備工場に実施させること。
- (5) 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等を実施させること。
- (6) 定期点検及び前号の必要な整備の実施計画を定めること。
- (7) 点検整備記録簿、タイヤ脱着時の作業管理表（大型車）その他の記録簿を管理すること。
- (8) 自動車車庫を管理すること。
- (9) 上記に掲げる業務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること。



整備管理者の業務内容

管理の分類	業 務 項 目	業 務 内 容
車両の 整備管理	1. 日常点検に関する こと	1) 日常点検の実施方法の決定 2) 日常点検の実施項目及び点検表の作成 3) 日常点検の実施方法の指導・教育 4) 日常点検結果に基づく運行可否の決定
	2. 定期点検に関する こと	1) 定期点検整備の実施項目の決定 2) 定期点検整備実施計画の作成 3) 定期点検整備記録簿の管理 4) 定期点検整備の実施場所の決定 5) 整備要員の指導監督
	3. 随時必要な整備 に関すること	1) 臨時整備等の報告様式の作成 2) 臨時整備の統計・分析 3) 臨時整備等を踏まえた再発防止対策の検討 4) 定期点検整備への反映
	4. 大型車のタイヤ脱着 作業に関すること	1) タイヤ脱着作業実施計画の作成 2) タイヤ脱着作業手順の周知徹底 3) タイヤ交換作業管理表の記録及び管理 4) 増し締め作業の実施及び記録
	5. 外注に関する こと	1) 外注先の決定 2) 納品検査の実施方法の決定 3) 外注工場の指導監督
車庫施設の 管理	1. 車両収容能力の 検討	1) 保有車両の完全収容 2) 将来における事業計画との関係
	2. 点検施設の 検討	1) 点検施設の整備 2) 点検場及び収容時の点検スペースの検討
	3. 洗車・排水施設の 整備	1) 洗車設備の整備 2) 排水設備の管理 3) 洗車場の舗装整備
	4. 床面及び車庫の 整備	1) 床面舗装の管理 2) 上屋車庫の整備と管理
その他 (燃料・油 脂・タイヤ 管理)	1. 品質管理	1) 品質規格の決定 2) 台帳の作成
	2. 使用成績の把握	1) 統計の作成 2) タイヤ使用寿命の検討
	3. 業務標準の作成	1) タイヤ空気圧・位置交換等の基準の決定と処理 2) 潤滑油の交換・補給基準の決定と処理 3) 確認方法
整備管理規程の制定		上記業務についての執行に係る基準の作成と実施

1-2. 整備管理者の補助者

整備管理者は、車両法第50条に基づき、車両法施行規則第32条第1項に掲げる業務を自ら執行することが基本です。ただし、整備管理者が自ら業務を行うことができない場合は、施行規則第32条第2項に基づき、予め選任された補助者を通じて業務を執行することができます（日常点検の結果に基づく運行可否の決定及び日常点検の実施の指導等日常点検に係る業務に限る。）。この場合、業務の執行に係る基準は、次の条件を満足するものであり、かつ、条件を満足していることが整備管理規程に明記されていることが必要です。

●補助者を置く場合に定める「業務の執行にかかる基準」が満足すべき条件

- (1) 補助者は、①整備管理者の資格要件を満足する者又は②整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者のうちから選任すること。
- (2) 補助者の氏名等及び補助する業務の範囲が明確であること。
- (3) 整備管理者が、補助者に対して下表に基づいて研修等の教育を行うこと。

教育をするとき	教育の内容
1. 補助者を選任するとき	・ 整備管理規程の内容 ・ 整備管理者選任前研修の内容(整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい。)
2. 整備管理者が整備管理者選任後研修を受講したとき	・ 整備管理者選任後研修の内容(他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい。)
3. 整備管理規程を改正したとき	・ 改正後の整備管理規程の内容
4. 行政から情報提供を受けたとき その他必要なとき	・ 行政から提供された情報等必要な内容

- (4) 整備管理者が、業務の執行に必要な情報を補助者にあらかじめ伝達しておくこと。
- (5) 整備管理者が、業務の執行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること。

この基準を適切に定めず又はこれに違反した場合は、整備管理者の解任命令の対象となり得ます。また、その結果、適切な整備管理が行われず、定期点検が未実施であった場合等には、自動車運送事業者の処分基準に基づいた行政処分等を受けることとなります。

なお、1人の整備管理者では車両管理することが困難であるほど、多くの自動車を使用している場合は、補助者を選任し、整備管理者の責任のもとに車両管理業務の補助をさせることが必要です。ただし、この際、整備管理者を本社等の役員が兼職し、運行可否の決定及び日常点検の実施の指導等日常点検に係る業務に止まらず、その他の業務までも補助者に任せきりにするなどの抽象的な存在となることは適当ではありません。

あくまでも、整備管理者は、各「使用の本拠ごと」に選任することが原則です。

2. 日常点検整備

事業用自動車等の自動車の使用者又は自動車を運行する者は、日々の自動車の安全を確保するため、1日1回、その運行の開始前において、また、自家用乗用自動車等は、自動車の走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に国土交通省令で定める技術上の基準（自動車点検基準）により、日常点検をしなければなりません。

整備管理者は、運転者に対し、日常点検表等をもとに、点検箇所、点検方法、点検結果の判定について十分な教育を行う必要があります。

また、整備管理者は、運転者に運行の開始前に点検を実施させ、その結果を報告させる等により自動車の状態を確認し、運行が可能かどうか決定しなければなりません。

なお、不具合箇所が報告されたときは、その状態を修復させるための整備を行った後に運行させますが、その際、運行の中止等が生じますので、運行管理者（配車係等）との連携が必要です。

車両法

（使用者の点検及び整備の義務）

第47条 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

（日常点検整備）

第47条の2 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

3 自動車の使用者は、前2項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

（自動車の点検及び整備に関する手引）

第57条 国土交通大臣は、自動車を使用し、又は運行する者が、自動車の点検及び整備の実施の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする手引を作成し、これを公表するものとする。

（1）第47条の2第1項及び第2項並びに第48条第1項の規定による点検の実施の方法

（2）前号に規定する点検の結果必要となる整備の実施の方法

（3）前2号に掲げるもののほか、点検及び整備に関し必要な事項

（自動車の点検及び整備に関する情報の提供）

第57条の2 自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を輸入することを業とするもの（以下「自動車製作者等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、その製作する自動車で本邦において運行されるもの又はその輸入する自動車に

ついて、第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者又は当該自動車の使用者が点検及び整備（第47条の2及び第48条の規定によるものを除く。）をするに当たって必要となる当該自動車の型式に固有の技術上の情報であって国土交通省令で定めるものをこれらの者に提供しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、自動車製作者等は、その製作する自動車で本邦において運行されるもの又はその輸入する自動車について、当該自動車の使用者が第47条の規定による点検及び整備をするに当たって必要となる技術上の情報であって国土交通省令で定めるものを当該自動車の使用者に提供するよう努めなければならない。

自動車点検基準

（日常点検基準）

第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第47条の2第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第48条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車 別表第1
 (2) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車 別表第2

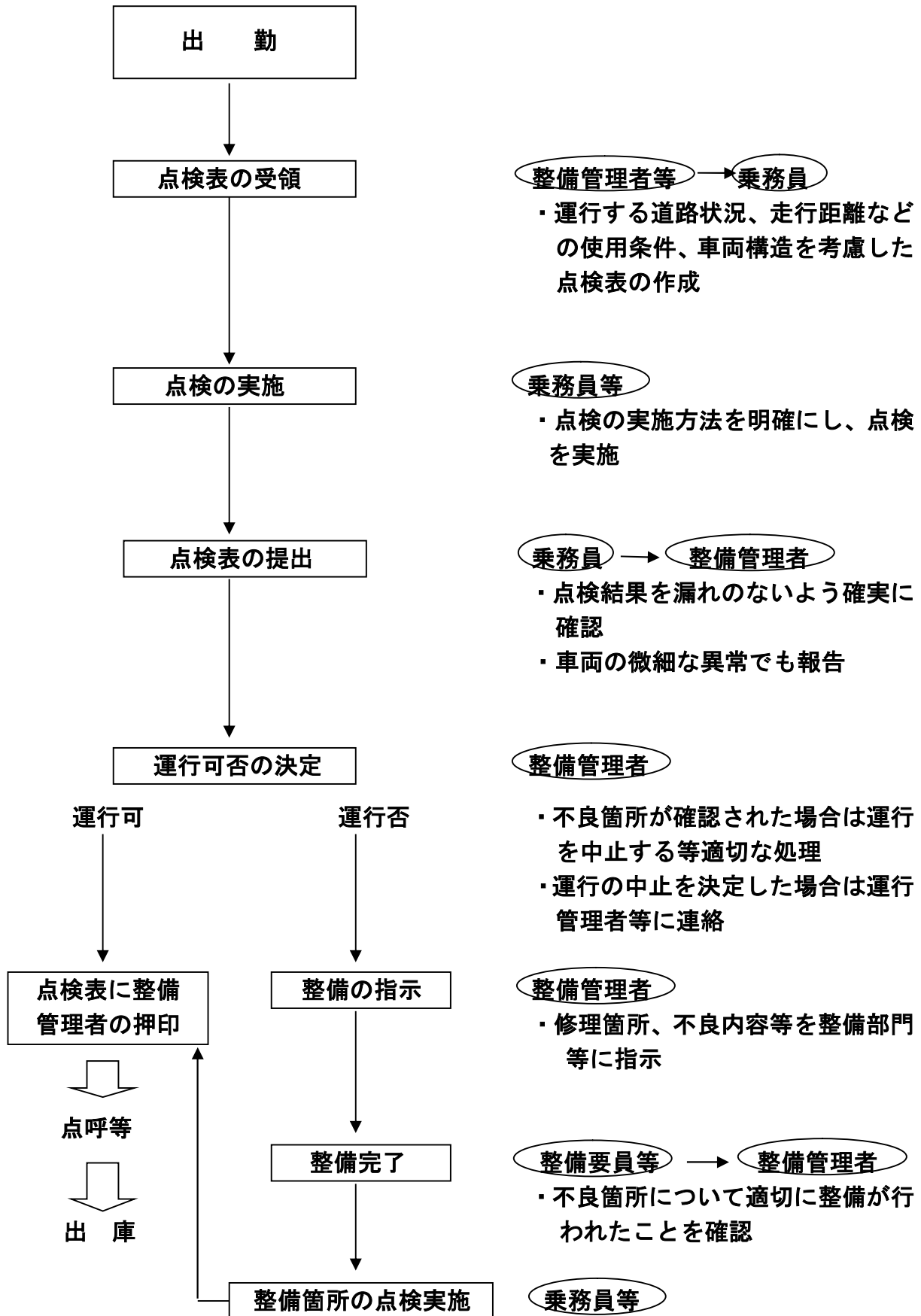
別表第1（事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準）

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。
	2 ブレーキの液量が適当であること。
	3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。
	4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。
	5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。
	2 亀裂及び損傷がないこと。
	3 異状な摩耗がないこと。
	(※1) 4 溝の深さが十分であること。
3 バッテリ	(※2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
	(※1) 液量が適当であること。
4 原動機	(※1) 1 冷却水の量が適当であること。
	(※1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。
	(※1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。
	(※1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。
	(※1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッシャー及びワイパー	(※1) 1 ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。
	(※1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

（注）①（※1）印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

②（※2）印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

日常点検実施上の留意点

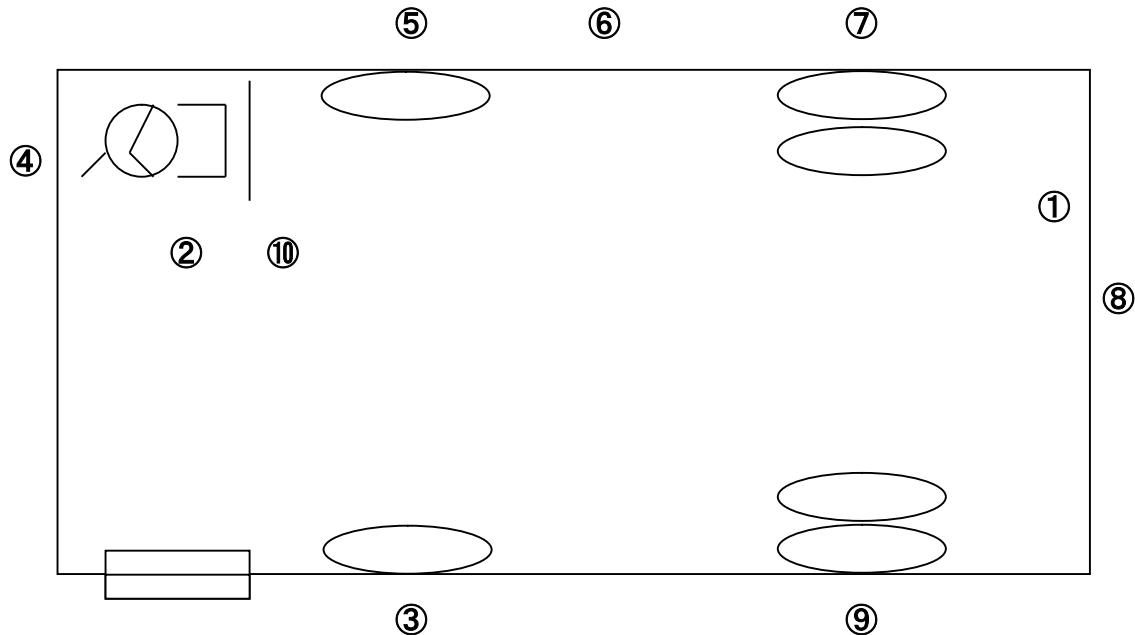


日常点検の例（バス）

1. 日常点検の要領

- (1) 点検実施者（乗務員等）は、整備管理者等から日常点検表を受領すること。
- (2) 点検実施者は、日常点検表に基づき乗務する車両を点検し良否欄に良の場合はしを、否の場合は×を記入し、点検漏れがないことを確認すること。
- (3) 点検実施者は、記入済みの日常点検表を整備管理者等に提出し運行の可否の決定を受ける。
- (4) 点検実施者は、運行可の決定を受けた日常点検表を運行管理者等に提出し、乗務前点呼等を受け出庫すること。
- (5) 点検実施者は、運行否の場合は、運行管理者等に報告し代車の指示を受け当該代車について再度日常点検を行う。
- (6) 宿泊作業
点検実施者は、宿泊日数に見合った枚数の日常点検表を持って宿泊地で出発前に日常点検を行い日常点検表に記入し、その結果を電話で報告し帰庫した時に提出すること。

2. 点検箇所と点検順序



点検箇所毎の判定基準（一例・車種により点検装置、判定基準は異なる）

位置	点検箇所	点検内容	判定方法	判定基準
① 車両 後部	エンジン・オイル	量 漏れ	確認	オイルレベルゲージにより規定の範囲にあること。 漏れの有無確認
	冷却水	量 漏れ	確認	リザーバタンク内の冷却水の量が規定範囲MAX～MIN内にあること。 漏れの有無確認（冷却水の量が著しく減少しているときはラジエーター・ホースなどからの水漏れのおそれがある。）
	ベルト類	張り具合 損傷	点検ハンマー及び確認	張り具合（10～20mm） 損傷の確認

以上はエンジン停止状態で点検する。

位置	点検箇所	点検内容	判定方法	判定基準
② 運 転 席	エンジン始動状態	始動状態	確認	エンジンが速やかに始動してスムーズに回転するか、アイドリング状態で異音がないかを確認しアイドリング運転をする。 なお、アイドリングは5分
	油圧計	作用	視認	指針の振れ具合、異状な振れのないこと。
	電流圧計	作用	視認	指針の振れ具合、異状な振れのないこと。
	燃料計	作用	視認	指針の振れ具合、量の確認
	水温計	作用	視認	指針の振れ具合、異状な振れのないこと。
	空気圧力計	作用	視認	指針の振れ具合、指針の数値確認
	警告灯及びブザー	作用	確認 （チェック S/W）	油圧 0.5kg/cm ² 、空気圧 5.2kg/cm ² 以下で作動。その他灯火、点火、消灯
	回転計	作用	視認	指針の振れ具合、異状な振れのないこと。
② 運 転 席	ブレーキ・ペダルの踏みしろ	踏みしろ 液量	確認	ブレーキペダルを踏み、警告灯が点灯しないこと。
	駐車ブレーキの引きしろ	引きしろ 効き具合	確認	ストロークの70%以下、効き具合が十分であること。
	ワイパー	作用	確認	作動を確認
	ウインド・ウォッシャー	噴射状態	確認	噴射の向き、量が適当であること。
	バックミラー	写影、汚れ	確認	写影の良否、汚れ、ガタのないこと。

	アンダーミラー	写影、汚れ	確 認	写影の良否、汚れ、ガタのないこと。
	ワンマンミラー	写影、汚れ	確 認	写影の良否、汚れ、ガタのないこと。
	灯火装置	点 灯	確 認	前照灯、車幅灯、方向指示器等の点灯具合が不良でないこと。レンズ等に汚れ損傷のないこと。
	備 付 品	有 無	確 認	備付品が全品損傷なく備付てあること。

以上はエンジン始動の状態での点検し、サイドブレーキレバーを確実に引き、ライトスイッチ、ハザードランプを点灯し下車する。

位置	点検箇所	点検内容	判定方法	判定基準
③ 左前車輪	タ イ ヤ	空気圧	確 認	空気圧が適当であること。
	タ イ ヤ	亀 裂 損 傷	視 認	タイヤ全周にわたり著しい亀裂や損傷がないこと。また釘、石、異物が刺さったり、かみ込んだりしていないこと。
	タ イ ヤ	異状、摩耗	視 認	タイヤ全周にわたり異状がないこと。
	ホイール・ナット及びホイール・ボルト	脱落、緩み、折損	点検ハンマー及び確認	脱落、緩み、折損のないこと。
	空気ばね	漏れ	確 認	空気に漏れのないこと。
④ 車両前部	前 照 灯	点灯、汚れ	確 認	点灯し、レンズに汚れ、損傷のないこと。
	駐 車 灯	点灯、汚れ	確 認	点灯し、レンズに汚れ、損傷のないこと。
	方向指示器	点灯、汚れ	確 認	点灯し、レンズに汚れ、損傷のないこと。
	車体の傾き	左右の傾き	視 認	著しい傾きのないこと。
	バンパー	損 傷	視 認	変形、損傷のないこと。
⑤ 右前車輪	タ イ ヤ	空気圧	確 認	空気圧が適当であること。
	タ イ ヤ	亀 裂 損 傷	視 認	タイヤ全周にわたり著しい亀裂や損傷がないこと。また釘、石、異物が刺さったり、かみ込んだりしていないこと。
	タ イ ヤ	異状、摩耗	視 認	タイヤ全周にわたり異状がないこと。
	ホイール・ナット及びホイール・ボルト	脱落、緩み、折損	点検ハンマー及び確認	脱落、緩み、折損のないこと。
	空気ばね	漏 れ	確 認	空気に漏れのないこと。
⑥	燃料タンク	漏 れ	視 認	漏れのないこと。
⑦	タ イ ヤ	空気圧	確 認	空気圧が適当であること。

右後車輪	タイヤ	亀裂損傷	視認	タイヤ全周にわたり著しい亀裂や損傷がないこと。また釘、石、異物が刺さったり、かみ込んだりしていないこと。
	タイヤ	異状、摩耗	視認	タイヤ全周にわたり異状がないこと。
	ホイール・ナット及びホイール・ボルト	脱落、緩み、折損	点検ハンマー及び確認	脱落、緩み、折損のないこと。
	空気ばね	漏れ	確認	空気に漏れのないこと。
⑧車両後部	エンジン	冷却水の漏れ	視認	漏れのないこと。
	エンジン	エンジンオイルの漏れ	視認	漏れのないこと。
	エンジン	燃料漏れ	視認	漏れのないこと。
	尾灯	点灯	視認	レンズに汚れ、損傷のないこと。
	番号灯	点灯	視認	レンズに汚れ、損傷のないこと。
	制動灯	点灯	視認	レンズに汚れ、損傷のないこと。
	後退灯	点灯	視認	レンズに汚れ、損傷のないこと。
⑨左後車輪	バンパー	損傷	視認	変形、損傷のないこと。
	タイヤ	空気圧	確認	空気圧が適当であること。
	タイヤ	亀裂損傷	視認	タイヤ全周にわたり著しい亀裂や損傷がないこと。また釘、石、異物が刺さったり、かみ込んだりしていないこと。
	タイヤ	異状、摩耗	視認	タイヤ全周にわたり異状がないこと。
	ホイール・ナット及びホイール・ボルト	脱落、緩み、折損	点検ハンマー及び確認	脱落、緩み、折損のないこと。
⑩運転席及び車室	巻込防止	損傷	視認	損傷のないこと。
	アクセル・インターロック	作用	確認	扉開の状態ではアクセルペダルが踏み込めないこと。
	自動扉	機能	確認	開閉がスムーズで適切な速度であること。また、予告ブザー、チャイムが吹鳴すること。
	灯火	扉と連動する灯火及び警告灯	確認	点灯、消灯すること。
	光電装置	作用	確認	光電を遮断した時に警告灯が点灯すること。(中扉、後扉)
	降車合図装置	機能	確認	チャイム、ブザーが吹鳴し、親ランプ、子ランプが点灯すること。扉の開閉で消灯すること。

	放送装置 停名表示 AV装置	機能	確認	マイク、オートコーダー、停名表示が適切に作動すること。方向幕の表示が正確であること。
	料金機	機能	確認	エラーコードがないこと。
	かじ取りハンドル	遊び、ガタ	確認	左右の遊びが約 50mm 以内でガタがないこと。
	冷暖房装置	機能 漏れ	視認	作動が適切で、水漏れのないこと。
	速度計	指針の作動	確認	作動し、振れのないこと。
	エキゾースト・ブレーキ	機能	確認	作動し、ガス漏れのないこと。
	運行中の異状箇所	当該箇所の異状	確認	前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検する。
	ブレーキ	ブレーキ・バルブの排気音	確認	排気音が正常であること。
	ブレーキ	空気圧の上り具合	確認	メーターの指針 6.5kg/cm ² ~7.5 kg/cm ² であること。
⑪ その他	エアータンク	タンク内の凝水	確認	タンクに水が溜まっていないこと。漏れがないこと。
	外板・窓ガラス	損傷	視認	外板・窓ガラス等に損傷のないこと。
	シートベルト	損傷	視認	損傷のないこと。
	バッテリー	液量	視認	液量が適量であること。

日常点検表(例)

日常点検表(事業用自動車・自家用貨物自動車等用)

登録番号(車両番号)又は車番

年 月分

点 検 日	点 検 実 施 者	点 検 箇 所 及 び 点 検 内 容																	確 認 者 の 印				
		運 転 席							エ ン ジ ン				外 廻 り										
		ブ レ ー キ		駐 車 ブ レ ー キ	原 動 機	ウ イ ン ド ・ ウ ォ ツ シ ャ		ワ イ パ ー	バ ッ テ リ	原 動 機	タ イ ヤ			灯 火 装 置 及 び 方 向 指 示 器			エ ア タ ン ク						
						※1	※1											※1		※1	※1	※1	※1
前日の異状箇所		・踏みしろ	・効き具合	・液量	・空気圧	・バルブ排気音	・レバーの引きしろ	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※2	・点滅具合	・点灯具合	・汚れ、損傷	・凝水の有無	整備管理者	運行管理者
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							
16																							
17																							
18																							
19																							
20																							
21																							
22																							
23																							
24																							
25																							
26																							
27																							
28																							
29																							
30																							
31																							

(注) ・①(※1)印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
 ・②(※2)印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
 ・点検の結果、正常な状態と判断した場合は、当該枠内にレ印を、異状があった場合は×印を記載し、その内容を整備管理者に報告すること。

3. 定期点検整備

自動車は、運行することによって各部品・装置に衝撃を受け、材質の疲労による損傷、締め付け部のゆるみ、取り付け部の脱落等が生じ、また、経年変化による部材の劣化等がすすみ、その状態が変化します。

そのまま放置すると、部材の劣化等に伴う事故、路上故障の発生が危惧され、車両故障の内容によっては、重大事故となるおそれもあります。

特に、高速道路における高速走行時の車両故障は、重大事故となる危険性を秘めており、また、道路上での立ち往生は、他の交通の障害となるばかりか、二次災害的事故を誘発する原因ともなります。

このようなことを防ぐため、使用過程における自動車を一定の期間毎に点検整備しなければなりません。点検を実施する箇所及び内容が法令に示されています。また、自動車運送事業者の場合には、事業の形態により自動車の使用状態が異なるので、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）により走行距離等の使用条件を考慮して点検基準を作成、これに基づき点検・整備を確実に実施しなければなりません。

また、定期点検整備を実施したときは、点検の年月日、点検の結果等を点検整備記録簿に記載し、これを1年間保存しなければなりません。

車両法

（定期点検整備）

第48条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- （1）自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3月
- （2）道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 6月
- （3）前2号に掲げる自動車以外の自動車 1年

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

運輸規則

（点検整備等）

第45条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離等の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検し、必要な整備をすること。

(2) 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第49条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

安全規則

(点検整備)

第3条の3 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。

(2) 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第49条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

車両法

(点検整備記録簿)

第49条 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 点検の年月日

(2) 点検の結果

(3) 整備の概要

(4) 整備を完了した年月日

(5) その他国土交通省令で定める事項

2 自動車（第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）の使用者は、当該自動車について特定整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置（第41条第2項に規定する自動運行装置をいう。）を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第3号から第5号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第2項において準用する第47条の2第3項の規定による必要な整備として当該特定整備をしたとき及び第78条第4項に規定する自動車特定整備事業者が当該特定整備を実施したときは、この限りでない。

3 点検整備記録簿の保存期間は、国土交通省令で定める。

自動車点検基準

(定期点検基準)

第2条 法第48条第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第48条第1項第1号に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。） 別表第3

(2) 法第48条第1項第1号に掲げる自動車（被牽引自動車に限る。） 別表第4

(3) 法第48条第1項第2号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。） 別表第5

(4) 法第48条第1項第2号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。） 別表第5の2

(5) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。） 別表第6

(6) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。） 別表第7

第3条 法第48条第1項第1号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 車両総重量8トン以上の自家用自動車
- (2) 車両総重量8トン未満で乗車定員11人以上の自家用自動車
- (3) 次に掲げる自動車であって、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の規定により受けた許可に係る自家用自動車（前2号に掲げるもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）
 - イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車
 - ロ 専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車
 - ハ 人の運送の用に供する三輪自動車
 - ニ 散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車
 - ホ 大型特殊自動車
 - ヘ 検査対象外軽自動車

2 法第48条第1項第2号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 法第61条第2項第2号に規定する自家用乗用自動車
- (2) 患者の輸送の用に供する車その他特種の用途に供する検査対象軽自動車（人の運送の用に供する三輪のものを除く。）

3 法第48条第1項第2号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

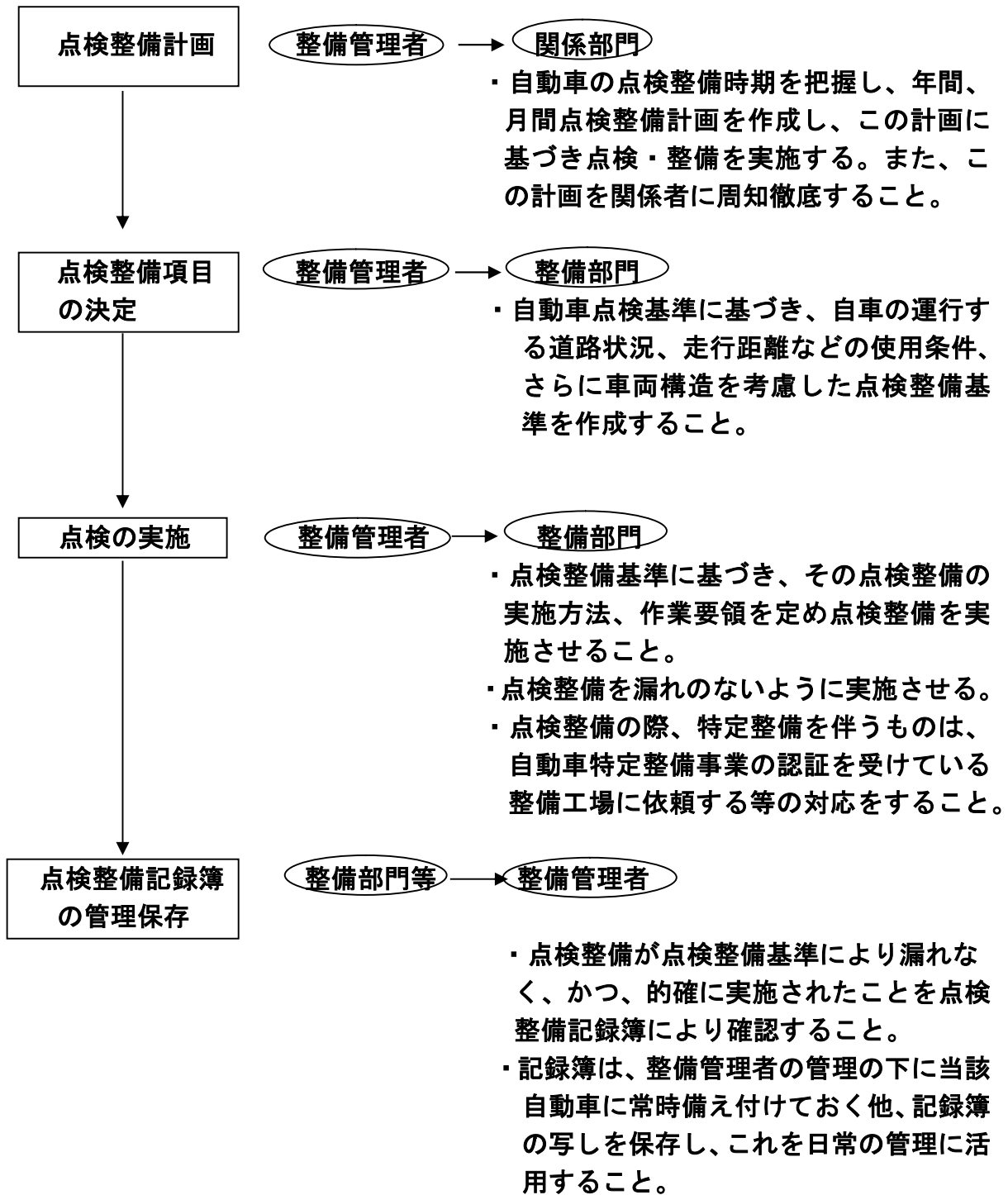
- (1) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（前項に規定するものを除く。）
- (2) 道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車
- (3) 貨物の運送の用に供する自家用普通自動車及び小型自動車
- (4) 専ら幼児の運送を目的とする自家用普通自動車及び小型自動車
- (5) 自家用三輪自動車
- (6) 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車及び小型自動車
- (7) 自家用大型特殊自動車
- (8) 自家用検査対象外軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）

（点検整備記録簿の記載事項等）

第4条 法第49条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 登録自動車にあつては自動車登録番号、法第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
 - (2) 点検又は特定整備時の総走行距離
 - (3) 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所（点検又は整備を実施した者が使用者と同一の者である場合にあつては、その者の氏名又は名称）
- 2 点検整備記録簿の保存期間は、その記録の日から、第2条第1号から第4号までに掲げる自動車にあつては1年間、同条第5号及び第6号に掲げる自動車にあつては2年間とする。

定期点検整備実施上の留意点



定期点検整備計画実施表(例)

令和 年度分	月 別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
	登録番号及び有効期間														
	X × 11あ123	予定		○ 11											
	R1.8.10	実績		15			△ 7								
		予定													
		実績													
		予定													
		実績													
		予定													
		実績													
		予定													
		実績													
		予定													
		実績													
		予定													
		実績													
		予定													
		実績													
		予定													
		実績													

1) 3ヶ月点検整備は○、12ヶ月点検整備は△
 2) 算用数字は予定日又は実施日を示す。
 3) 予定は青字又は黒字で、実施日は赤字で記載すること。

4. その他

(1) 臨時整備等

定期点検整備を確実に実施すると、臨時整備、路上故障は当然減少しますが、絶滅することは困難です。

しかしながら、臨時整備、路上故障などを放置しておく、車両の使用の効率が低下するばかりでなく整備費も増大し、特に路上故障は輸送の目的及び安全を阻害することになります。したがって、臨時整備、路上故障が発生した場合には、再度同様な故障により重大事故を引き起こさないよう、定期点検整備の際に確実な点検整備を実施する必要があります。

(2) 自動車車庫の管理

車庫は、自動車が運行していない場合、常に収容しておくとともに次の運行の準備、点検、清掃、給油などを行うところです。したがって車庫は、配置車両が十分に収容できる面積を有し、しかも、点検に必要な施設並びに器具を備え、かつ、清掃に欠くことのできない洗車設備がなくてはなりません。さらに、これらの施設、器具などは作業を行ううえで支障がないよう整備されていることが必要であり、床面の整地状態を良好に保ち、排水をよくし、能率的に作業ができるような器具並びに施設の配置などに配慮してより良い車両管理の環境を築きあげるよう努力することが必要です。

これらのことについて、「自動車点検基準」第6条に次のように規定されています。

自動車点検基準

(自動車車庫の基準)

第6条 法第56条の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 自動車車庫は、自動車車庫以外の施設と明りょうに区画されていること。
- (2) 自動車車庫の面積は、常時保管しようとする自動車について、第1条に定める日常点検並びに当該自動車の清掃及び調整が実施できる十分な広さを有すること。
- (3) 自動車車庫は、左の表に掲げる測定用器具、作業用器具、工具及び手工具（当該自動車車庫に常時保管しようとするすべての自動車に備えられているものを除く。）を有すること。

測定用器具	作業用器具、工具	手工具
イ 物さし又は巻尺	イ ジャッキ又はリフト	イ 両口スパナ
ロ タイヤ・ゲージ	ロ 注油器	ロ ソケット・レンチ
ハ タイヤ・デプス・ゲージ	ハ ホイール・ナット・レンチ	ハ プラグ・レンチ
ニ (蓄電池の充放電の測定具)	ニ 輪止め	ニ モンキー・レンチ
	ホ (タイヤの空気充てん具)	ホ プライヤ
	ヘ (グリース・ガン)	ヘ ペンチ
	ト (点検灯)	ト ねじ回し
	チ (トルク・レンチ)	チ (ハンド・ハンマ)
		リ (点検用ハンマ)

プラグ・レンチについては、ジーゼル自動車のための車庫には適用しない。
括弧内のものは、有していることが望ましいものを示す。

(3) 運転者及び整備要員の指導監督

整備管理者は、自ら実務や知識を熟知し実態に通じていなければ、運転者及び整備要員に対し十分な指導監督を行うことはできません。

そのためには、事業場で定められている整備管理、使用管理上の基準、さらにはどのような理由でこれらの基準が定められたか等基準の本質について確かめておかなければなりません。例えば「日常点検はなぜ必要なのか」、「日常点検ではどの部分をみることにしてあるか」また「定期点検とは何なのか」「日常点検と定期点検の項目が違うのはどうしてなのか」また「オイル消費量が多くなるのはなぜか」「適正タイヤ空気圧とは何か」等々常に考える、確かめる力を養っておかなければなりません。

一方、使用成績を把握して、全般的な指導教育を実施するとともに、一人一人についても適切なアドバイスを与えるなどして安全の確保と経済使用の必要性を正しく理解させて、運転者及び整備要員が自覚を持って業務に精励できるように、科学的根拠に基づき教育することが重要です。

特に昨今では、点検整備不十分、整備作業ミスに起因するホイールボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることから、以下の5つのポイントについて十分に教育するとともに、確実な点検整備の実施体制を整える必要があります。

また、事故や車両故障等が発生した場合の対処方法を徹底しておくことも重要です。

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

防ごう

大型車の

車輪脱落事故

おとさ

ない

おとさめないための点検整備
事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

動画をチェック!
正しい点検方法や連結式ナット回転指示インジケータの使用方法をご案内しています。

トルクレンチで適正締付
適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の正しい締め付けの実施。

さびたナットは清掃・交換
ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。

ナット・ワッシャー 隙間に給脂
ホイールボルト、ナットのねじ頭と、ナットとワッシャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油なじませてください。

いちにち一度は緩みの点検
走行前に特に脱着が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触って点検します。

「おとささない」を徹底しよう!

Mr. 整備くん

※事故を防ぐために
注意すべきポイント

1. 錆・汚れの清掃と、給脂
 錆が着しいホイールや、滑らかに回らないボルト・ナットは交換しましょう。



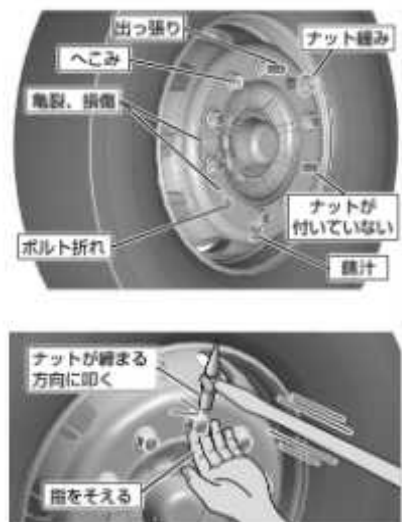
2. 確実な締め付け
 締め付け方式には、球面座で締付けるJIS方式と平面座で締付けるISO方式があります。規定の締め付けトルクで確実に締め付けてください。



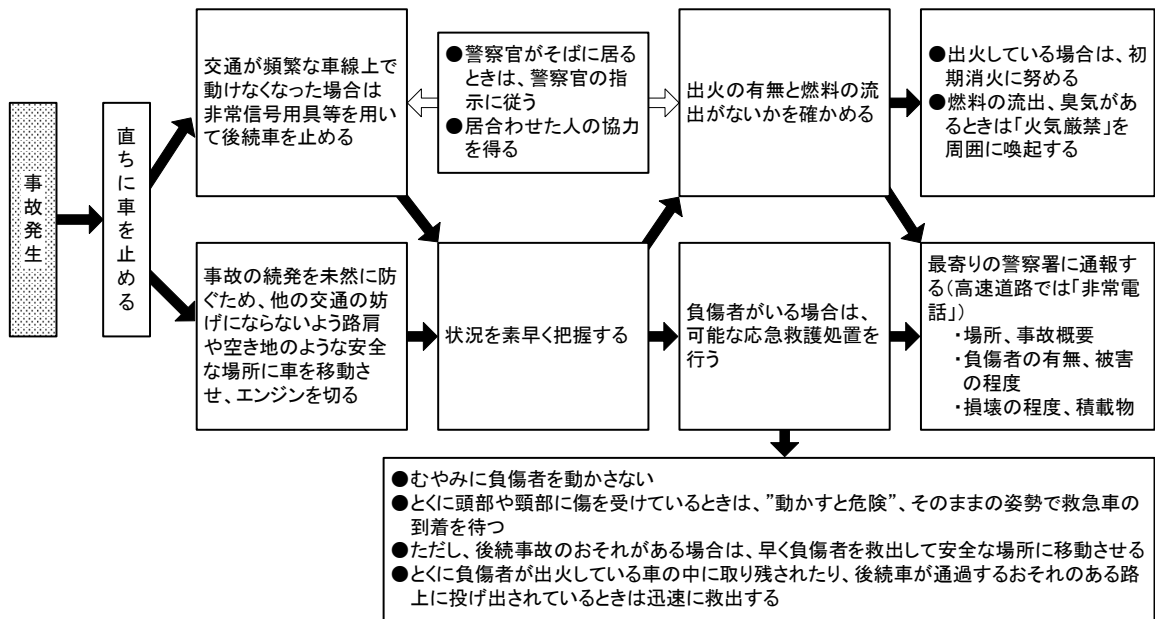
3. 増し締めの実施
 初期なじみによる締め付け力の低下が起きますので、50～100 km走行後を目安に増し締めを行います。



4. 日常の点検
 一日一回、運行の前に、ホイールボルト、ナットを目で見て、さわって点検します。異常を発見したら直ぐに整備工場へ。



【事故発生時の対処方法の流れ】



出典:「貨物自動車の安全運転実技教本」(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

(4) 整備管理者選任後研修

① 選任後研修の目的

選任された後の整備管理者に対し、自動車技術の進歩及び保安基準や法定点検項目の改正等の法令改正その他の自動車を取り巻く環境の変化を周知することにより、整備管理者の知識・能力が維持・向上することを目的としています。

② 選任後研修の内容

イ. 近年の事故事例

ロ. 法令改正等

ハ. 自動車技術の進歩、使用実態の変化にともなう車両管理の手法

運輸規則

(整備管理者の研修)

第46条 旅客自動車運送事業者は、道路運送車両法第50条第1項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

(1) 整備管理者として新たに選任した者

(2) 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

安全規則

(整備管理者の研修)

第3条の5 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第50条第1項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

(1) 整備管理者として新たに選任した者

(2) 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

5. 整備管理規程

整備管理は、事業の種類、規模等により千差万別であるため、一概に、統一的な管理方法を定めることは困難ですが、整備管理者の業務の適正な実施を期するためには、その基本となる整備管理規程を定め、これに従い実施しなければならない旨、法令に規定されています。

この規程に定める事項は、少なくとも自動車の安全性の確保等が図られるような、車両法施行規則第32条に規定されている権限を付与したものでなければなりません。また、事業の種類や形態等により、法令に規定されている権限だけでは的確に処理できない場合もありますので、その場合には、自動車の使用者が個々の状況に合わせて権限を加えて規定し、車両管理業務の遂行上支障を生じることのないようにしなければなりません。

また、この規程は、整備管理者はもとより整備員、運行管理者、運転者等に対しても十分周知することが、整備管理者の職務遂行上、不可欠なことでありますし、自動車の使用者は、この点を踏まえて、規程の遵守について適切な指導監督をしなければなりません。

なお、整備管理規程（例）を次に掲載しましたので参考にしてください。

整備管理規程（例）

●●（運送事業者名）

●●（整備管理者名）

令和●年●月●日

一部改正 令和●年●月●日

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第32条第2項の規定に基づく規程であり、自動車の安全運行を維持するために必要な点検・整備の内容、これを確実に行わせる任に当たる整備管理者の職務権限等について定め、もって車両の安全の確保及び環境の保全等を図ることを目的とする。

（整備管理者の選任等）

第2条 整備管理者の選任は、施行規則第31条の4に定められた資格要件を備えた者のうちから代表者（自動車の使用者をいう。以下同じ。）が任命することで行うものとする。

- 2 代表者は、整備管理者を選任、変更又は解任したとき、その他施行規則第70条第1項第3号に該当する場合には15日以内に、その旨を自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を経由して地方運輸局長等に届け出るものとする。
- 3 整備管理者の補助者を選任する場合には、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有すると認められる者（整備管理者の資格要件を満足する者又は研修等により整備管理者が十分な教育を行った者）のうちから代表者が任命するものとする。ただし、補助者を選任した場合であっても、車両の整備管理に関する責任は、整備管理者自身が有するものとする。
- 4 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名、所属及び補助する職務の範囲等について、別紙1に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。
- 5 代表者は、整備管理者、補助者その他の車両管理を行う者の氏名、連絡先等を社内の見やすいところに掲示して従業員全員に周知徹底するものとする。

（補助者との連携等）

第3条 整備管理者は、職務の適切な実施のため補助者と密接に連携をとるものとする。

- 2 整備管理者は、自らが営業所に不在のときに補助者を通じて職務を実施する場合には、その職務を実施するために必要な情報をあらかじめ補助者に伝達しておくものとする。
- 3 前項の場合において、整備管理者は、補助者に対し職務の実施結果について報告を求め、その職務内容の正確な把握に努めるとともに、必要に応じてその情報を記録・保存するものとする。

（運行管理者との連携等）

第4条 整備管理者は、運行管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し、定期点検整備の計画、車両の配車等について協議するものとする。

- 2 整備管理者は、日常点検の確実な実施を図るため、運行管理者と密接に連携をとるものとする。
- 3 整備管理者は、車両管理状況について、毎月1回以上代表者に報告するものとする。

（整備管理規程の改廃）

第5条 整備管理者は、本規程の改正又は廃止をするときには、代表者と十分調整するものとする。

第2章 権限及び職務

(整備管理者の権限)

第6条 整備管理者は、施行規則第32条第1項各号に掲げる権限を有するほか、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

(整備管理者の職務)

第7条 整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。

- (1) 日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等を実施させること
- (2) 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること
- (3) 定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等を実施させること
- (4) 上記以外の随時必要な点検について、それを実施すること又は整備工場等を実施させること
- (5) 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等を実施させること
- (6) 定期点検又は前号の必要な整備の実実施計画を定めること
- (7) 日常点検表(別紙2)や点検整備記録簿、タイヤ交換作業管理表(別紙3-1)及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表(別紙3-2)等の記録簿を管理すること
- (8) 自動車車庫を管理すること
- (9) 上記に掲げる職務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること

(車両管理の範囲)

第8条 整備管理者は、選任された使用の本拠において使用する全ての自動車について前条の職務を遂行するものとする。

(補助者の権限及び職務)

第9条 補助者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐するとともに、整備管理者が不在のときは、運行の可否の決定及び日常点検の実施の指導監督等、日常点検に関する職務を実施する権限を有するものとする。

- 2 補助者が前項の職務を実施するに当たり、疑義を生じた場合又は故障若しくは事故が発生した場合、その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者と連絡をとり、その指示に従うものとする。
- 3 整備管理者が不在のときに補助者が職務を実施する場合、補助者は、当該職務の実施に必要な情報について、あらかじめ整備管理者から伝達を受けるものとする。
- 4 前項の場合において、補助者がその職務を終了して、整備管理者に引き継ぐときには、整備管理者にその職務の実施結果を報告するものとする。

第3章 車両の安全確保及び環境の保全

(日常点検)

第10条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、その運行の開始前に、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。)による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者を実施させなければならない。

- 2 日常点検の実施方法は、自動車の点検及び整備に関する手引き(平成19年国土交通省告示第317号)及び自動車メーカーが定めた方法により実施するものとする。

(日常点検の実施の徹底)

第11条 整備管理者は、日常点検を確実に実施させるため前条に規定する点検箇所、点検の内容及び点検の方法等について運転者に周知徹底を図らなければならない。

(日常点検結果の報告等)

第12条 整備管理者は、日常点検を実施した運転者に対しその結果を所定の日常点検表(別紙2)に記入させ、整備管理者に報告させなければならない。ただし、整備管理者自らが実施した場合には、整備管理者はその結果を日常点検表(別紙2)に記入しなければならない。

(日常点検の結果の確認)

第13条 整備管理者は、日常点検の結果について、日常点検表(別紙2)により確認し、運行の可否を決定しなければならない。万一、車両の安全運行に支障をきたす不良箇所があったときは、直ちに運行管理者と連絡をとるとともに、整備を行わせる等適切な措置を講じ、整備を完了した後でなければ運行の用に供してはならないものとする。

(定期点検整備)

第14条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、定期点検整備の実施計画を定め、自動車特定整備事業者に依頼する等により、これを確実に実施しなければならない。

2 この場合の定期点検整備とは道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定めるものをいうが、定期点検整備とは別に次の自動車の構造・装置や使用状況等により、適宜、点検整備を実施するものとする。

(1) 特種車や架装部分の点検整備

(2) シビアコンディション(雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)の対応

(冬用タイヤの点検整備)

第15条 整備管理者は、雪道を走行する可能性のある場合において、日常点検の際に冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検整備を実施するものとする。

(臨時整備)

第16条 整備管理者は、点検整備の確実な実施等により臨時整備をなくすよう努めることとする。やむなく発生した故障に対しては、発生日月日、故障(作業)内容、車両の使用年数、走行距離、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努めるものとする。

(特定整備)

第17条 整備管理者は、定期点検整備、臨時整備等において実施する作業が、施行規則第3条で定める整備に該当する場合には、必ず地方運輸局長等の認証を受けた自動車特定整備事業者による作業を依頼するものとする。

(大型車の車輪脱落事故防止措置) ※車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する自動車を使用する場合に限る

第18条 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施するものとする。

2 整備管理者は運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検・清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。

3 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した運転者及び整備要員に対し、その結果をタイヤ交換作業管理表(別紙3-1)及びタイヤ交換・増し締め作業管理一覧表(別紙3-2)に記録させ、整備管理者に報告させるものとする。

4 整備管理者自らが作業を実施した場合には、整備管理者はその結果をタイヤ交換作業管理

表（別紙３－１）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表（別紙３－２）に記入するものとする。

- 5 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した大型車について、50km～100km走行後のホイール・ナットの増し締めを運転者及び整備要員に実施させ、タイヤ交換作業管理表（別紙３－１）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表（別紙３－２）に記録してホイール・ナットの増し締めが確実に行われていることを確認するものとする。

（点検整備の記録及び保存管理）

第19条 点検整備の実施結果は、点検整備記録簿及び日常点検表等に所定の事項を記入し保存・管理するものとする。

- 2 点検整備記録簿については当該車両に据え置くものとし、営業所においては、その写し等を保存することとする。
- 3 点検整備に係る記録の保存は、以下のとおりとする。
 - ① 日常点検記録、 タイヤ交換・増し締め作業管理一覧表 1年以上
 - ② 点検整備記録簿及びその写し 点検基準第4条第2項に定める期間以上
 - ③ 臨時整備の記録 点検基準第4条第2項に定める期間以上

（車両故障事故）

第20条 整備管理者は、車両故障に関係する事故が発生した場合には、運行管理者と連絡をとり、適切な措置を講じ、原因の究明に当たるものとする。

- 2 整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に該当する事故であって、車両故障に関係する事故が発生した場合には、代表者へ報告するものとし、代表者は、事故の発生から30日以内に、所定の事故報告書により、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を経由して国土交通省に報告しなければならない。
- 3 整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第4条に該当する事故であって、車両故障に関係する事故が発生した場合には、代表者へ報告するものとし、代表者は、事故の発生から24時間以内においてできる限り速やかに、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に速報しなければならない。

（車両成績の把握等）

第21条 整備管理者は、各車両の使用年数、走行距離、燃料消費率、油脂消費率、部品費、稼働率等を把握し、これらを活用して車両の性能の維持向上等に努めるものとする。また、保有車両について、不正改造等により保安基準違反となっていないかどうか等車両状態の把握に努め、保安基準違反となっている場合には、速やかに適切な点検整備を実施することとする。

（適正車種の選定、車両代替時期の把握等）

第22条 整備管理者は、各車両の使用成績等の把握により、それぞれ使用条件に適合した車種型式について検討し、その選択及び合理的な車両の代替時期について代表者に助言するものとする。

（燃料油脂、その他資材の管理）

第23条 整備管理者は、燃料、油脂の品質、数量の管理を行い、消費の節減に努めるものとする。

- 2 部品、タイヤ、その他の資材について、品質、数量を適切に管理し合理的な運用を図るものとする。

第4章 車庫の管理

（点検施設等の管理）

第24条 整備管理者は、点検整備、洗車に必要な施設、設備及び自動車の保管場所の管理を行うものとする。

第5章 指導教育

(整備管理者の研修)

第25条 運送事業者は、整備管理者であって次に掲げる者に、地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

- (1) 整備管理者として新たに選任した者（当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者を除く。）
- (2) 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

(補助者の指導教育)

第26条 整備管理者は、補助者に対して下表のとおり指導教育を行い、その能力の維持向上に努めるとともに、その教育内容等を記録・保存するものとする。

指導教育を行うとき	指導教育の内容
補助者を選任するとき	・ 整備管理規程の内容 ・ 整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者以外が対象）
整備管理者選任後研修を受講したとき	・ 整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において、整備管理者として選任されている者以外が対象）
整備管理規程を改正したとき	・ 改正後の整備管理規程の内容
行政から情報提供を受けたときその他必要なとき	・ 行政から提供された情報等必要に応じた内容

(従業員の指導教育)

第27条 整備管理者は、点検整備等整備管理の職務に関する事項について、その周知徹底と知識の向上を図るため、運転者及び整備要員その他必要に応じ従業員に対して指導教育を行うとともに、その教育内容等を記録・保存するものとする。

附則

この規則は、令和●年●月●日から実施する。

整備管理者の補助者名簿（例）

●●（運送事業者名）
●●（整備管理者名）

令和●年●月●日
一部改正 令和●年●月●日

整備管理規程第2条第4項の整備管理者の補助者の氏名、所属及び補助する職務の範囲については、以下のとおりとする。

氏名又は役職名/ 氏名及び役職名	所属営業所名	補助する職務の範囲
	営業所	整備管理者が不在の場合のA事業所における自動車の運行可否の決定
	営業所	I T 点呼を行う場合のA事業所における自動車の運行可否の決定

日常点検表 (例)

登録番号又は車番 _____

運行管理者 (補助者) 確認欄

点検実施者 (運転者) 名 _____

整備管理者 (補助者) 確認欄

実施日 令和 年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキの効き	踏みしろ ----- ブレーキの効き	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ (踏みしろ)		
	原動機 (エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合 ----- 異音	
		※ 低速、加速の状態		
	ウインド・ウォッシャー	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状況		
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合		
○ ブレーキバルブ	排気音			
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシャー・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの液量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 ----- 損傷	
車の周りからの点検	灯火装置 (前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器、方向指示器)	点灯・点滅具合・汚れ・損傷	点灯・点滅具合 ----- 汚れ ----- 損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナットの緩み・脱落 ----- ボルト付近さび汁 ----- ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂 ----- 損傷	
		異常な摩耗		
		※ 溝の深さ		
	○ エア・タンク	タンク内の凝水		
	○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク		
※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				
前日・前回の運行において異常が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行う事で足りる。

○印の項目は、エア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車に限る。

タイヤ交換作業管理表（例）

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面のさび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く ○ ハブのはめ合い部（インロー部）のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取り除く	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取り除く	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等（JIS方式の場合は、ホイール・ナットの座面部を含む）のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取り除く	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ホイール・ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
		亀裂、損傷、著しいさびの発生はないかを確認	
		ホイール・ボルトに伸びはがないかを確認	
		ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異常がないかを確認	
○ ホイール・ナットの座金が円滑に回転するかを確認			
	新品の状態から一定期間（目安は4年）を経過している場合は入念に確認		
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	ねじ部に規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
	ホイール・ナット	ねじ部に規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
		※ ホイール・ナットの当たり面に規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
		○ ホイール・ナットとワッシャとの間のみ規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に規定のグリスを薄く塗布する		
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ交換作業時の締め付けトルク値 △	N・m

保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ交換後、50km～100km 走行後の増し締めを実施する。	
----	---------------	------------------------------------	--

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、追加塗装、エンジンオイル等の規定の油類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける）。

タイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表 (例)

登録番号又は車番	1. タイヤ交換			2. 増し締め			備 考
	実施日	実施者	整備管理 者	実施日	実施者	整備管理 者	
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			
	月 日			月 日			

6. 自動車の重大事故報告

自動車運送事業者、又は整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車について次の自動車事故報告規則の第2条に規定する事故が発生した場合には、管轄の運輸支局長を経由して国土交通大臣に報告しなければなりません。

自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）

（この省令の適用）

第一条 自動車の事故に関する報告については、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの
- 二 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 三 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号 又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの
- 四 十人以上の負傷者を生じたもの
- 五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
 - イ 消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第二条第七項 に規定する危険物
 - ロ 火薬類取締法（昭和三十五年法律第四十九号）第二条第一項に規定する火薬類
 - ハ 高圧ガス保安法（昭和三十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス
 - ニ 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第二条第二項 に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - ト 道路運送車両の保安基準（昭和三十六年運輸省令第六十七号）第四十七条第一項第三号 に規定する品名の可燃物
- 六 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 七 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの
- 八 酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）（特定自動運行旅客運送（道路運送法施行規則（昭和三十六年運輸省令第七十五号）第六条第一項第九号に規定する特定自動運行旅客運送をいう。以下この号において同じ。）又は特定自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条第三号の三に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下この号において同じ。））を行う場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第十五条の二第一項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第三条第一項に規定する特定自動運行保安員（以下「特定自動運行保安員」という。）が酒気を帯びて特定自動運行用自動車（同法第七十

五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。以下この号において同じ。)の運行の業務に従事する行為。第四条第一項第五号において同じ。)、無免許運転(同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。))又は麻薬等運転(同法第一百七条の二第一項第三号の罪に当たる行為をいう。)(特定自動運行旅客運送又は特定自動運行貨物運送を行う場合にあっては、特定自動運行保安員が麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な業務ができないおそれがある状態で特定自動運行用自動車の運行の業務に従事する行為)を伴うもの

九 運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの

十 救護義務違反(道路交通法第一百七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。)があったもの

十一 自動車の装置(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十一条各号に掲げる装置をいう。)の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなったもの

十二 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)

十三 橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設を含む。)を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの

十四 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。))又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。))において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの

十五 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

(報告書の提出)

第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。)、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者(以下「事業者等」という。)は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあっては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について前条各号の事故があつた場合には、当該事故のあつた日(前条第十号に掲げる事故にあっては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日)から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書(別記様式による。以下「報告書」という。)三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。)を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第十一号及び第十二号に掲げる事故の場合には、報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。

一 当該自動車の自動車検査証の有効期間

二 当該自動車の使用開始後の総走行距離

三 最近における当該自動車についての大規模な改造の内容、施行期日及び施行工場名

四 故障した部品及び当該部品の故障した部位の名称(前後左右の別がある場合は、前進方

向に向かつて前後左右の別を明記すること。)

五 当該部品を取りつけてから事故発生までの当該自動車の走行距離

六 当該部品を含む装置の整備及び改造の状況

七 当該部品の製作者（製作者不明の場合は販売者）の氏名又は名称及び住所

3 運輸監理部長又は運輸支局長は、報告書を受け付けたときは、遅滞なく、地方運輸局長を経由して、国土交通大臣に進達しなければならない。

(速報)

第四条 事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第一項の規定によるほか、電話その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

一 第二条第一号に該当する事故（旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者（以下「旅客自動車運送事業者等」という。）が使用する自動車が引き起こしたものに限る。）

二 第二条第三号に該当する事故であつて次に掲げるもの

イ 二人（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあつては、一人）以上の死者を生じたもの

ロ 五人以上の重傷者を生じたもの

ハ 旅客に一人以上の重傷者を生じたもの

三 第二条第四号に該当する事故

四 第二条第五号に該当する事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）

五 第二条第八号に該当する事故（酒気帯び運転があつたものに限る。）

2 前条第三項の規定は、前項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長が速報を受けた場合について準用する。

(事故警報)

第五条 国土交通大臣又は地方運輸局長は、報告書又は速報に基づき必要があると認めるときは、事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車特定整備事業者その他の関係者にこれを周知させなければならない。

※ 道路運送車両法第41条各号に掲げる装置とは、以下のものをいいます。

①原動機及び動力伝達装置、②車輪及び車軸、そりその他の走行装置、③操縦装置、④制動装置、⑤ばねその他の緩衝装置、⑥燃料装置及び電気装置、⑦車枠及び車体、⑧連結装置、⑨乗車装置及び物品積載装置、⑩前面ガラス等、⑪消音器その他の騒音防止装置、⑫ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置、⑬前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器、⑭警音器その他の警報装置、⑮方向指示器その他の指示装置、⑯後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置、⑰速度計、走行距離計その他の計器、⑱消火器その他の防火装置、⑲内圧容器及びその附属装置、⑳その他政令で定める特に必要な自動車の装置（運行記録計及び速度表示装置）

自動車事故報告書					
宛て 自動車の使用者の氏名又は名称 住所 電話番号					
年 月 日 提出					
☆発生日時	年	月	日	時	分
天 候	1 晴れ	2 曇	3 雨	4 雪	5 霧 6 その他
☆発生場所	都道 府県	区市 郡	区町 村	番地	
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置					☆自動車登録番号 又は車両番号
☆当時の状況					
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）					
☆当時の処置					
☆事故の原因					
☆再発防止 対 策					
※備 考					

(日本産業規格A列4番)

事故の種別															15
☆ 危険認知時の速度															km/h
☆ 危険認知時の距離															m
☆ スリップ距離															m
☆ 発生時の状況															
☆ 転落の状態															
☆ 衝突等の状態															
☆ 車名															
☆ 型式															
☆ 車体の形状															
☆ 初度登録年又は初度検査年															
事業用															
自家用															
種別															
☆ 乗車定員															
☆ 最大の積載量															
許可等の必要性															
許可等の取得状況															
貨物の内容															
積載危険物の種類															
道路の種類															
道路の幅員															
道路の形状															
路面の状態															
警戒標識の設置															
踏切の状態															
☆ 当時の運行計画															
☆ 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等															
安全性優良事業所の認定															
運送形態															
☆ 荷送人の氏名又は名称及び住所															
☆ 荷受人の氏名又は名称及び住所															
☆ 氏名															
☆ 年齢															
☆ 経年数															
☆ 本務・臨時の別															
☆ 損害の程度															
☆ 業務場所の別															
☆ シートベルトの着用状況															
☆ 最近の健康診断の受診年月日															
☆ 本務・臨時の別															
☆ 損害の程度															
☆ シートベルトの着用状況															
☆ 運行管理者の氏名															
☆ 運行管理者資格者証番号															
☆ 損害の程度															
※ 事業者番号															
※ 再発防止対策															

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通傷害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車で積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高压ガス 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R I 放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況を該当するものを○で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (13) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。
- (18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (19) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (20) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (21) 「運送形態」の欄の「2 その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
- (23) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9号に該当する事故を引き起こした当該運転者又は特定自動運行保安員が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）

（保険会社の仮渡金の金額）

第5条 法第17条第1項の仮渡金の金額は、死亡した者又は傷害を受けた者1人につき、次のとおりとする。

- | | |
|--|-------|
| （1）死亡した者 | 290万円 |
| （2）次の傷害を受けた者 | 40万円 |
| イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの | |
| ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの | |
| ハ 大腿又は下腿の骨折 | |
| ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの | |
| ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの | |
| （3）次の傷害（前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者 | 20万円 |
| イ 脊柱の骨折 | |
| ロ 上腕又は前腕の骨折 | |
| ハ 内臓の破裂 | |
| ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの | |
| ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害 | |
| （4）11日以上医師の治療を要する傷害（第2号イからホまでおよび前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者 | 5万円 |

自動車事故報告書等の取扱要領

（平成元年3月29日付け、地車第44号、地備第57号）

- 1 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。）第2条第11号に規定する「自動車の装置の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開することができなかつたもの
 - ロ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、乗務員以外の者の修理等により運行を再開したもの
- 2～11（略）
- 12 車両故障に起因する事故
 - （1）運輸支局長は、規則第3条第2項の添付書面（タイヤのパンク、バッテリー不具合及び灯火装置の不点灯（ヒューズ切れを含む。）の場合は添付を要しない。）等は別表3によるよう事業者等を指導すること。また、必要に応じて、事業者等に対し自動車製作者等からの事故原因等調査結果を添付させるよう指導すること。
 - （2）地方運輸局長は、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故で、被害が大きい場合又は社会的影響が大きいと判断される場合には、次の事項を直ちに自動車交通局長に報告すること。また、この場合において、地方運輸局長は類似の事故が発生するおそれがあると認めるときは、事故発生防止対策の迅速化を図るため、自動車交通局長に報告した事項を他の地方運輸局長に適当な方法により、速やかに通報すること。

①当該事故の概要及び原因

②当該自動車の車名、型式、初度登録年又は初度検査年、車体の形状及び自動車検査証の有効期間

③別表1中第4第4項の事項

なお、運輸支局長は、車両故障に起因する事故が発生した場合において、当該報告者から破損又は脱落した部品の提供があった場合には、調査の必要に応じ当該部品を地方運輸局長に送付すること。

地方運輸局長は、当該部品についてさらに調査の必要があると認めた場合には、当該部品を自動車交通局長に送付すること。

別表3 車両故障事故報告書添付票

自動車検査証 の有効期間		年 月 日まで	
使用開始後の 総走行距離		km	
最近における 大規模な改造	内 容		
	施行期日	年 月 日	
	施行者		
破損又は脱落部品名			
同上部品の名称		前 後	左 右
当該部品を取付けてから 事故発生までの走行キロ		km	
当該部品を含む装置の 整備及び改造の状況		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
破損又は脱落の状況 (略図又は写真)			
当該部品の製作者（不明 の場合は販売者）の氏名 又は名称及び住所			
疲労又は急進破損の別			
材質、加工、設計等に対 する意見			